

寒川町告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

令和6年4月1日

寒川町長 木村俊雄

1 委託を受けた者

株式会社NTTデータ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号

2 委託に係る歳入の種類

- (1) 町県民税（普通徴収）
- (2) 固定資産税・都市計画税
- (3) 軽自動車税（種別割）
- (4) 国民健康保険料（普通徴収）
- (5) 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- (6) 介護保険料（普通徴収）
- (7) 保育料（普通徴収）

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日